

議会基本条例検証作業部会（第1回） 議事要旨

1 開会宣告 【会長】

2 署名委員の指名 【石川委員、間中委員】

3 議題

(1) 議会基本条例検証作業部会の運営について

事務局次長より説明があり、資料のとおり了承された。

(2) 提出された課題の検証について

① 第5条 会派

提案会派から説明があり、質疑や意見交換を行った。

【委員】

板橋区議会のルールとして、会派は表決態度を必ず同じにしなくてはならないというルールがあるのか。

【委員（提案者）】

議会運営を円滑に進めるという観点から、表決態度は同じであるべきである。

【委員】

統一行動をとらないといけないルールがあるのかどうか。

【事務局次長】

明文化されているものはない。

【委員】

交渉会派の構成人数が議員定数の10%ということだが、根拠は。

【委員（提案者）】

特に明確な根拠はなく、我々の認識である。

【委員】

現在の第5条の第2項に、「同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における行動を共にしようとする議員をもって構成するものとする」という記載があるが、これではまだ足りないと感じているのか。

【委員（提案者）】

そのように考えている。

【委員】

なぜ交渉会派の人数を条例に規定する必要があるのか。

【委員（提案者）】

交渉会派の問題について整理する必要がある、その際に人数を規定することが、問題の解決につながると考えている。

【委員】

交渉会派の問題というところを明確にしないと、その必要性が共有できないと考える。

【委員（提案者）】

より明確にするため、会派に持ち帰る。

【委員】

都内では議会基本条例に交渉会派の人数を明確に規定しているところは国立市だけと認識しているが、板橋区において規定する必要があるという明確な理由は。

【委員（提案者）】

表決態度が一致していないことにより、円滑な議会運営が図られていないと思っており、その解決が必要ではないかと考えている。

【委員（提案者）】

会派として届出をしていただいた以上は、同じ姿勢で向き合っていると考え。その部分が曖昧になっている部分があるため、ここでしっかりと皆さんとお話をさせていただいて整理を進めていきたい。

【会長】

今日は各会派から出された課題について説明いただき、判断するための材料を聞き取るということであるため、ここで結論を出すつもりはないが、ただいまの説明について判断するための材料としてさらに質問があるか。

【委員】

会派についての認識を伺いたい。政党と会派は違うものかと考えている。

また、交渉会派について、条例に規定されていないことによる不都合についてどのようなものがあるのか。

【委員（提案者）】

会派については、同一の政治的信条を共有し、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成されるものである。

交渉会派について、条例に規定されていないことによる不都合はないと考えている。

【委員】

課題だと思っている内容をより具体的にお示しいただかないと、共有することは難しいと思う。

【委員（提案者）】

具体的な問題が何なのか分かった方が話がしやすいのであれば、まとめてまた提示する。

【委員】

我々の考え方としては、会派と政党は違うということを前提としている。国会においても、会派の中で意見が割れた場合も特段問題視する状況にはないとして運営していることから、課題をきちんとお示しいただきたい。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

② 第8条 情報公開の推進

提案会派から説明があり、質疑や意見交換を行った。

【委員】

インターネット中継に関しては、前に行われた議会のICT化及び情報公開検討部会で「見送り」という結論が出ている。改めて提案する必要性はどのようなものか。

【委員（提案者）】

新型コロナの感染拡大により、傍聴の制限がどこまで続くか分からないというところで、皆さんと一緒に課題を共有して進めていく方が、より開かれた議会になるのではないかと思います、提案した。

【委員（提案者）】

コロナによる環境の変化が起きている。議会報告会のインターネットによる中継が行われたことで、インターネット中継に対する理解が深まった。改めて今、検討する必要があるのではないか。

【委員（提案者）】

コロナ禍で傍聴を制限しなければならない状況に鑑みると、もう一度改めて議論が必要なのではないかと思う。費用をかけない方法も含めて、今一度検討ができるのではないか。公開することの必要性について合意できるかが大事なポイントだと思う。

【委員】

費用はかからないという前提で、議会のICT化及び情報公開検討部会においても話はした。また、コロナ禍を踏まえて議論したものであり、現在も特段の状況の変化はないと認識している。

【会長】

結論については、次回議論する予定であるため、本件の質疑はこの程度でご了承願う。

③ 第11条 多様な意見及び要望の把握

提案会派から説明があり、質疑や意見交換を行った。

【委員】

地方自治法第115条の2の第1項と第2項について、平成24年以降に板橋区議会で活用したことがあるのか。

【事務局次長】

板橋区議会において、実施した実績はない。

【委員】

参考人の出頭についての申合せはあるのか。

【事務局次長】

参考人についての申合せは、特にない。

【委員（提案者）】

陳情者の説明の機会を設ける場合について、配付された資料より細かい手続きについて定めたものはあるか。

【事務局次長】

参考に配付した以上のものはない。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

④ 第12条 議会報告会

提案会派から説明があり、質疑や意見交換を行った。

【委員】

毎年開催はするが、その開催が実地ではなくウェブのみもあり得るとし、コロナ禍のように重要で、すぐ伝えなくてはいけないことがあったときは、毎年開催に加えて報告会を開催すべきという提案なのか。

【委員（提案者）】

参加人数が減少しているので、区民の皆様がもっと多く参加していただく工夫をしながら、1年に1回ではなくても、2年に1回内容を充実させながら開催するというのもあっても良いのではないかとということで提案した。

【委員】

毎年開催にこだわらずに、参加人数を増やすためにもっと企画を練るようにしたほうが良いという提案でよろしいか。

【委員（提案者）】

そのような趣旨もあるが、インターネットでの開催など時代の変化もあり、年に1回の開催の在り方を議論していければと思う。

【委員】

条例上は毎年1回以上開催することとされているが、年に1回にとられずに、その内容を充実した上で手法・回数も含めて見直すために、課題を提出していただいているということよろしいか。

【委員（提案者）】

そのとおりである。参加人数が減少している傾向が見られるので、年に1回の開催ではなく、吟味して充実したものにしていくというふうな形のニュアンスでとらえていただければと思う。

【委員】

議会報告会の内容を充実させるのは理解することができるし、そこは非常に重要なポイントだと思う。それに対する解決策が、なぜ回数を減らすという手段になるのか。

【委員（提案者）】

例えば、アフターコロナを見越して、ウェブの開催で年に1回なり見ていただき、ウェブ開催が定着してきた場合には、2年に1回大規模な議会報告会を行い、参加者数を上げていく方法もあるのではないかと感じる。

【委員】

この解決策だと毎年1回以上というのを、2年に1回開催とする必要があるという提案なので、それは区民からすると後退になってしまうのではないか。

【委員（提案者）】

年1回の開催を否定するものでもなく、2年に1回の開催等の検討があってもいいのではないかと提案になる。

【委員】

もし内容について精査をすべきという解決策なのであれば、それをお示しをさせていただく必要がある。年1回以上の開催を2年に1回に回数を減らすという解決策ではないということを確認にされたほうがいいのではないか。

【委員（提案者）】

1回持ち帰らせていただきたい。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

4 閉会宣告 【会長】